

〔申 請 方 法〕

次の1から4までに掲げるものを持参して、青森県中央県税事務所か、お近くの県税事務所で、申請の手続を行ってください。

1 次の手帳のいずれか。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 戦傷病者手帳
- (3) 療育(愛護)手帳
- (4) 精神障害者保健福祉手帳

2 運転免許証

3 自動車検査証

4 身体障がい者等と生計を一にする方又は障がい者世帯重度身体障がい者等を常時介護する方が自動車を運転する場合は、生計同一証明書又は常時介護証明書

- (1) 身体障がい者の場合は、福祉事務所又は町村の長の証明書
- (2) 戦傷病者の場合は、県の健康医療福祉政策課長の証明書
- (3) 知的障がい者の場合は、福祉事務所又は町村の長の証明書
- (4) 精神障がい者の場合は、青森市福祉事務所長、八戸市福祉事務所長又は保健所の長の証明書

注 「個人番号」欄には、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。